上下水道

水道の使用開始

問 経営課　TEL.40-2814

使用していない水道は、水が出ないように止めてあります。水道を使用する場合には、あらかじめ上下水道部の窓口までご連絡ください。電話で申し込みができます。申し込みは料金担当（TEL.22-1951）へ。

水道の使用中止

問 経営課　TEL.40-2814

藤岡市から転出が決まった人や、水道を長期間使用しないときなどは、上下水道部の窓口までご連絡ください。電話で申し込みができます。現地で中止する日までの料金を精算することもできます。申し込みは料金担当（TEL.22-1951）へ。

上水道料金表（2カ月につき）

		区分		
		従量料金		
		第1段階	第2段階	第3段階
口径	基本料金	1㎥以上20㎥まで	21㎥以上40㎥まで	41㎥以上
13mm	2,100円	使用水量 1㎥につき0円	使用水量 1㎥につき154円	使用水量 1㎥につき176円
20mm	3,660円			
25mm	5,120円			
30mm	8,300円	使用水量 1㎥につき132円		
40mm	1万2,300円			
50mm	1万8,200円			
75mm	4万6,200円			
100mm	7万4,800円			

※別途消費税がかかります

〈広告〉

根本設備株式会社

空気調和設備　設計施工

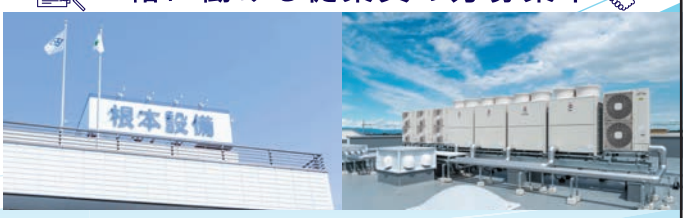
給排水衛生設備　設計施工

保守点検、改修、トータルメンテナンスサービス

お客様のニーズに合わせた最適な建築設備をご提案し、ワンストップでサポートします。



一緒に働ける従業員の方募集中



藤岡市立石新田264-1　0274-42-1641

インスタグラム更新中です

漏水修理の費用負担範囲

問 水道工務課　TEL.22-1953

メーターより住宅側の漏水についてはお客様のご負担で修理をお願いします。道路からメーター手前までの漏水については水道工務課の負担で漏水修理を行いますので、発見された場合は水道工務課へご連絡ください。

下水道使用料（2カ月につき）

問 下水道課　TEL.40-2327

基本料金		超過料金
	20㎥まで	21㎥以上60㎥まで
一般用	1,800円	1㎥につき100円

超過料金		
	61㎥以上100㎥まで	101㎥以上
一般用	1㎥につき110円	1㎥につき120円

※別途消費税がかかります

下水道受益者負担金

問 下水道課　TEL.40-2327

受益者負担金とは	下水道の整備によって、地域環境の改善などの利益を受ける人々（受益者）に対して下水道整備費の一部を負担していただく制度です。

合併処理浄化槽設置補助金

問 下水道課　TEL.40-2327

生活排水により、河川などの水が汚れるのを防ぐため、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽へ転換する経費について、補助金を交付しています。

工事着工前に申請が必要となりますので、必ず下水道課に確認してください。

し尿汲み取り

問 下水道課　TEL.40-2327

ご自分で汲み取り業者に依頼してください。※地区により依頼業者が異なりますので、下水道課に確認してください

し尿汲み取り業者名・電話番号					
きみの	22-0725	上信メンテナンス	22-1051	多野防疫	22-2526
サニテイション	52-2248	平和メンテナンス	52-2430		

〈広告〉

株式会社 多野防疫
地域の環境と衛生を守るパートナー
暮らしを支える、確かな衛生管理
浄化槽のことなら
おまかせください
浄化槽清掃　浄化槽保守・点検　一般槽汲取り
浄化槽内の汚泥を吸引・清掃します　機器の点検・調整・修理 浄化槽の機能の維持　汲み取り式トイレや単独槽の汚泥回収
〒375-0015 藤岡市中栗須28-7
0274-22-2526
https://www.tanoboueki.com/
群馬県　産業廃棄物収集運搬業　01000108358号
藤岡市　浄化槽清掃業　第２号
浄化槽保守点検業　西環(2024)第25号



40年の実績と信頼の当社にご用命ください
浄化槽の保守点検はお任せください
保守点検　浄化槽の正常な機能を維持するため、定期的に点検を行います
維持管理 清掃手配　適切な維持管理と清掃の手配で安心をサポートします
ご相談はお気軽に　浄化槽に関するお困りごと、まずはご相談ください
地域の水環境を守り、快適な暮らしを支えます。
群馬県浄化槽保守点検業　登録　西環（2025）第47号
株式会社 日本産業
〒375-0015群馬県藤岡市中栗須40-16
TEL.0274-23-6841 FAX.0274-23-8870
営業時間 8:00~17:00 定休日 土曜、日曜、祝日